

家畜伝染病予防法の改正と 新しい飼養衛生管理基準

平成23年度家畜輸出入に関するセミナー
平成24年3月9日(金)

農林水産省消費・安全局動物衛生課

口蹄疫対策検証委員会の報告

- 宮崎県の口蹄疫発生への防疫対応に関して、第三者による検証委員会を設置
- 昨年11月に報告書がとりまとめられ、今後の防疫対応に関する改善方向を提言

今後の改善方向

1. 発生の予防
2. 早期の発見・通報
3. 円滑な初動対応

1 国と都道府県等との役割分担のあり方

- (1) 農林水産大臣は、口蹄疫等の家畜伝染病に関し、防疫指針及び緊急防疫指針を作成する。
- (2) 都道府県知事は、(1)の指針に基づき、家畜伝染病の予防・まん延防止のための措置を実施。市町村長に協力を求めることができる。
- (3) 農林水産大臣は、都道府県知事に援助を行う。
- (4) 複数の都道府県でのまん延のおそれがあるときは、農林水産大臣は、都道府県知事に対し、(2)の措置の実施に関し、広域的な見地からの助言その他の援助を行う。
- (5) 農林水産大臣及び関係行政機関の長は、相互に緊密に連絡し、協力しなければならない。

3

特定家畜伝染病防疫指針

● 今まで

口蹄疫
高病原性鳥インフルエンザ

豚コレラ
BSE

● これから

口蹄疫
高病原性鳥インフルエンザ
及び低病原性鳥インフル
エンザ

豚コレラ
BSE

牛疫
牛肺疫
アフリカ豚コレラ

4

2 防疫指針のあり方

- (1) 農林水産大臣は、最新の科学的知見や国際的動向を踏まえ、防疫指針を3年毎に再検討する。
- (2) 都道府県知事は、防疫指針の作成・変更等に際して、都道府県知事の意見を求めなければならない。

5

3 我が国へのウイルス侵入防止措置のあり方

- (1) 国の家畜防疫官は、海外からの入国者に対し、質問を行ったり、その携帯品の検査を行うことができる。
- (2) (1)の検査の結果、要消毒物品を発見したときは、消毒することができる。
- (3) 動物検疫所長は、航空会社・空港等に対し、協力を求めることができるものとし、その場合、航空会社・空港等は、その求めに応ずるよう努めなければならない。

6

入国者に対する水際検疫の強化



以下の質問の該当する□に「✓」でチェックしてください。
【はい】の回答がある方は、手荷物引き取り場内にある「動物検疫カウンター」に質問票を提出してください。
その他の方は、回収期に投函又は家畜防疫官に提出してください。

- 過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家畜に接触したり、牧場、畜舎などの畜産施設に立ち寄りましたか? はい いいえ
- 家畜やその糞尿、牧場等の土に触れた衣類や靴などを所持していますか? はい いいえ
- 日本国内で、1週間以内に家畜に触れる予定がありますか? はい いいえ

この質問票に記載したことに異議はありません。

署名

다음 질문의 해당되는 □에 "✓" 표시하십시오.
"네" 답변이 있는 분은 수화물 수취장 내에 있는 "동물 검역 카운터"로 가십시오. 그 이외 분은 출국장을 수거함에 넣으십시오.
"네" 답변이 있는 분은 출국장 안내에 제출하십시오.

- 과거 1주일 이내에 소, 돼지, 닭 등 가축과 접촉하거나 분뇨, 도축장 등 축산 시설에 간 적이 있습니까? 네 아니요
- 가축이나 그 분뇨, 도축장에 방문, 신발 등 동물 소지하고 있습니까? 네 아니요
- 일본 국내에서 앞으로 1주일 이내에 가축과 접촉할 예정이 있습니까? 네 아니요

이 질문서에 기재한 내용이 틀림이 없습니다.

서명

Please check the box next to the appropriate answer.
Those Who Answered Yes to Any of the Questions: Please stop at the Animal Quarantine Counter in the baggage claim area.
All Others: Please place your completed questionnaire in the questionnaire collection box or give your completed questionnaire to an animal quarantine officer.

1. Have you touched livestock (e.g. cattle, pigs, chickens etc.) or have you been at a livestock facility, such as a stock farm or slaughterhouse, within the last week? Yes No
2. Are you carrying clothing, shoes, etc. that have touched livestock, their manure or soil? Yes No
- Are you carrying with you any ham or other meat product? Yes No
3. Do you plan to touch livestock in Japan within the next week? Yes No

I hereby declare that the statement give above is true and correct.

Signature

質問票の提出方法
Как подать Анкету животных карантина
How to submit Animal Quarantine Questionnaire
동물 검역 질문서 제출 방법

「はい」がある方は
Лицам, ответившим «Да», следует пройти к «Стойке службы карантинного контроля животных» в зоне получения ручной клади.

Those Who Answered Yes to Any of the Questions: Please stop at the Animal Quarantine Counter in the baggage claim area.

「네」 답변이 있는 분은 수화물 수취장 내에 있는 「동물 검역 카운터」로 가십시오.

Those Who Answered Yes to Any of the Questions: Please stop at the Animal Quarantine Counter in the baggage claim area.

Лицам, ответившим «Да», следует пройти к «Стойке службы карантинного контроля животных» в зоне получения ручной клади.

Those Who Answered Yes to Any of the Questions: Please stop at the Animal Quarantine Counter in the baggage claim area.

「네」 답변이 있는 분은 수화물 수취장 내에 있는 「동물 검역 카운터」로 가십시오.

2011年10月(任意更新)

日本へ入国される皆様へ
Всем въезжающим в страну лицам
To Those Entering Japan
일본 입국자 여러분께

動物検疫所
Службы карантинного контроля животных
ANIMAL QUARANTINE SERVICE
동물검역소
TEL ☎ : 045-751-5923
<http://www.maff.go.jp/aqs>

水際措置の強化(その2)



•「靴底消毒実施中」の文字入りマットも導入

•ゴルフシューズなど土の付着している靴等を消毒

11

水際措置の強化(その3)



- 立看板による注意喚起
- 飛行機の機内放送
- 空港でのアナウンス

12

水際措置の強化(その4)



● 検疫探知犬 による手荷物の チェック



13

港における車両消毒

※実施場所、期間、方法は、各港により異なる。

- ・ フェリーターミナル等において、車両が上陸する際に、口蹄疫等発生国からの車両消毒を実施。
- ・ 特に出入国者の増加する年末から2月にかけて、動物検疫所の家畜防疫官が立ち会い、車両の運転者に直接、制度について周知するなどの取組を実施。



旅客線到着の様子。前部のハッチから車両が降りてくる。



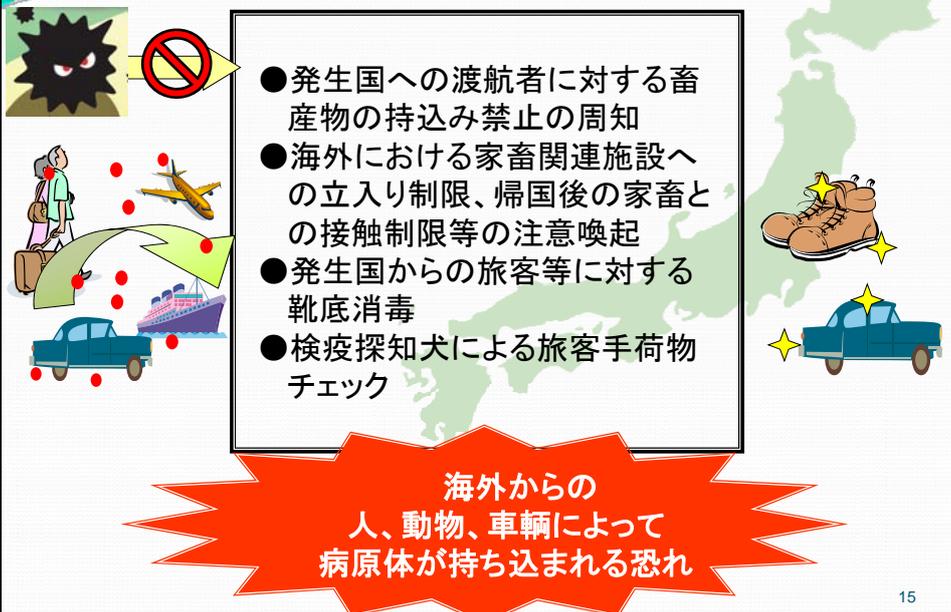
車両消毒の準備



車両が消毒マットを通過する様子

14

(参考) 国際空港での旅客に対する水際対策



- 発生国への渡航者に対する畜産物の持込み禁止の周知
- 海外における家畜関連施設への立入り制限、帰国後の家畜との接触制限等の注意喚起
- 発生国からの旅客等に対する靴底消毒
- 検疫探知犬による旅客手荷物チェック

海外からの
人、動物、車輛によって
病原体が持ち込まれる恐れ

15

4 畜産農家のウイルス侵入防止措置のあり方

- (1) 家畜の所有者は、家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止することに重要な責任を有していることを自覚して、消毒その他の措置を適切に実施しなければならない。
- (2) 家畜の所有者は、毎年、飼養状況・衛生管理の状況に関し、都道府県知事に報告しなければならない。
- (3) 都道府県知事は、衛生管理のため家畜の所有者に対し、指導・助言、勧告、命令が行える。
- (4) 家畜の所有者は畜舎等への出入り口付近に消毒設備を設置し、人・車両の出入りに際しての消毒を義務付ける。

16

侵入防止は生産者の取組も重要

韓国で口蹄疫が再発しました！牛用

みなさんの家畜は大丈夫ですか？

口蹄疫とは・・・

牛や豚などがかかる感染力が非常に強い伝染病で、まず発熱や食欲不振が見られ、次によだれを流し、口やひづめ、乳房に水ぶくれができるのが特徴です。

舌の水ぶくれ(初期の症状) 口内のびらん(ただれ) 多量のよだれ(泡沫性)



写真 宮崎県

韓国では、今年6月にいったん終息した口蹄疫が、11月26日に再発し、既に7万頭以上を処分しています。みなさんの農場へ口蹄疫を入れないため、特に次のことを守ってください。

- 自分の農場に入る際も、靴や持ち込む物の消毒を徹底しましょう。
- 外部からの人や車をなるべく農場に入れないようにしましょう。
- 畜産関係車をはじめ農場に立ち寄る車(タイヤや運転席)や持ち込む物は必ず消毒しましょう。
- 発生国に滞在していたためウイルスを伝播させる可能性がある人や発生国から輸入された物を農場に近づけないようにしましょう。また、従業員の方も含めて、口蹄疫が発生している国への渡航は、できる限り控えましょう。
- 口蹄疫を広げないためには、早期発見がとても大切です。毎日、必ず家畜を観察して、おかしい時には、すぐに獣医師や畜産保健衛生所に連絡しましょう。

(連絡先)

- 家畜を日々観察しているのは生産者！
- 生産者が「なるほど！」と思ってくれる情報発信
- 最後の肝は、すぐに連絡してもらえそうな地域のネットワーク作り

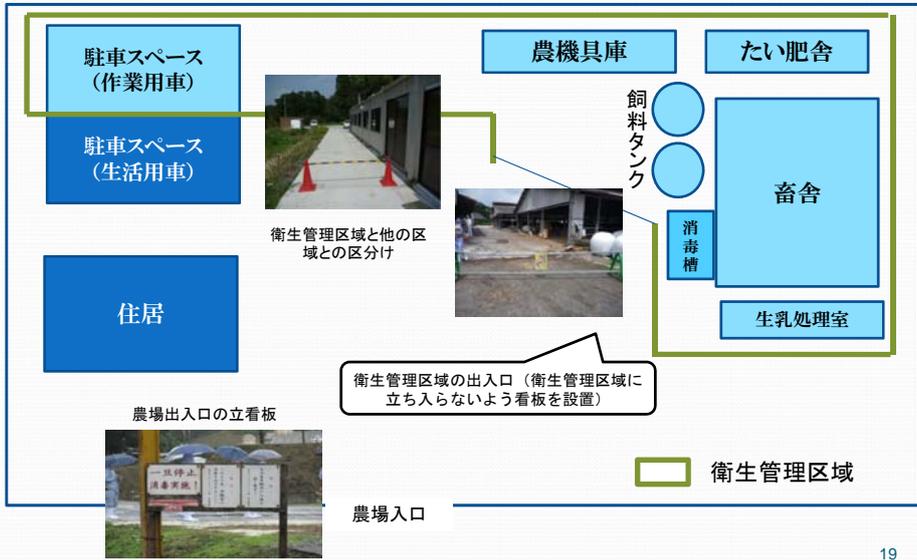
17

飼養衛生管理基準の見直し

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 2 衛生管理区域の設定
- 3 衛生管理区域への病原体の持ち込み防止
- 4 野生生物等からの病原体の感染防止
- 5 衛生管理区域の衛生状態の確保
- 6 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
- 7 埋却地の確保等
- 8 感染ルート等の早期特定のための記録の作成・保存
- 9 大規模農場に関する追加措置

18

衛生管理区域設定のイメージ



衛生管理区域の設定例



衛生管理区域への病原体の持込みの防止



消毒用ポンプ



消石灰帯の設置



踏み込み消毒槽



ブーツカバー



ポリタンクを改良した
長靴用消毒容器



長靴用消毒容器の
車載例

21

野生動物等からの病原体の感染防止

- ・ 畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。
- ・ 飲用に適した水を給与しましょう。



牛舎に設置された防鳥ネット

22

5 発生時に備えた準備のあり方

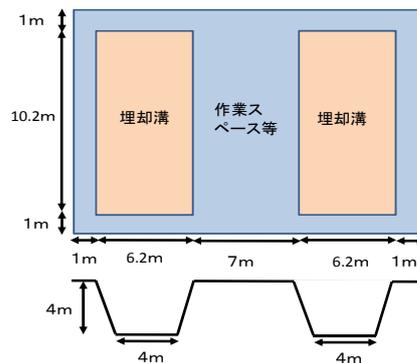
- (1) 農林水産大臣は、家畜伝染病の発生状況など、予防・まん延防止に必要な情報を公表する。
- (2) 都道府県知事は、この法律を実施するために必要となる員数の家畜防疫員を確保するように努める。
- (3) 飼養衛生管理基準に埋却地の確保を規定し、都道府県知事は家畜の所有者に指導・助言、勧告、命令する。
- (4) 都道府県知事は、埋却地の確保等に関する情報の提供、助言、指導、補完的に提供する土地の準備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- (5) 農林水産大臣は、都道府県ごとの家畜防疫員の確保状況、飼養衛生管理の状況等を公表する。

23

埋却等の準備

(注) 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れる恐れがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応を取りましょう。

牛の埋却に必要な標準的な面積のイメージ



○埋却可能頭数の計算例(牛)

埋却溝の底面積 $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$ (周囲1.1mは法面)

成牛1頭当たり必要な底面の面積 1.33 m^2 /頭

当該埋却地に埋却可能頭数 $64\text{m}^2 \div 1.33\text{m}^2/\text{頭} \approx 48\text{頭}$

(1頭当たり必要な埋却地 $(12.2\text{m} \times 21.4\text{m}) \div 48\text{頭} \approx 5.4\text{m}^2$)

24

6 患畜の早期の発見・通報のあり方

- (1) 農林水産大臣が定める一定の症状を呈している家畜を発見した獣医師・所有者は、都道府県知事へ届け出るものとする。
- (2) この場合、都道府県知事は、遅滞なく、国に報告する(必要な場合は、検体を添える)ものとする。

25

特定症状の例(口蹄疫)



泡沫性流涎(黒毛和種)

26

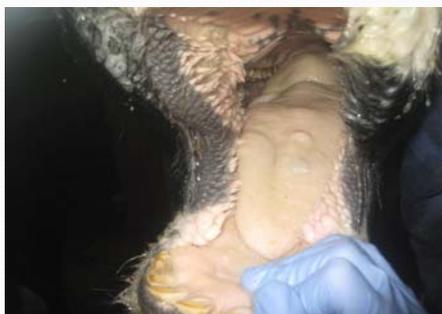
特定症状の例(口蹄疫)



歯床部粘膜のびらん(黒毛和種)

27

特定症状の例(口蹄疫)



舌の水疱(ホルスタイン種)



口唇部のびらん(黒毛和種)

28

特定症状の例(口蹄疫)



歯床板(口蓋)のびらん(黒毛和種)



舌のびらん(黒毛和種)

29

特定症状の例(口蹄疫)



乳頭の水疱(ホルスタイン種)



乳頭の水疱(黒毛和種)

30

特定症状の例(口蹄疫)



蹄球部皮膚のびらん、潰瘍



蹄冠部皮膚のびらん

31

特定症状の例(口蹄疫)



鼻端の水疱



鼻平面の潰瘍

32

特定症状の例(口蹄疫)



乳房、乳頭部の水疱、びらん、
痂皮



乳房、乳頭の水疱、びらん、
痂皮

33

7 国の財政支援のあり方

- (1) 口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜については、特別手当金を交付し、通常の手当金と併せて評価額全額とするものとする。
- (2) 家畜伝染病の発生又はまん延防止に必要な措置を講じなかった者等には、手当金を交付せず、又は返還させる。
- (3) 移動制限等による売上減少等の補てんの対象を牛・豚を含めて拡充する。
- (4) 都道府県の防疫措置に対する国の財政支援を拡充し、消毒に要した費用を対象に追加。
- (5) 国は、防疫措置に的確かつ迅速に講じられるように、必要な財政上の措置を講ずる。

34

8 消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒

- (1) 都道府県知事は、消毒設備を設置できるものとし、その設置場所を通行する車両等は消毒を受けなければならない。
- (2) 都道府県知事等の緊急の通行の制限・遮断の適用対象として、高病原性鳥インフルエンザ等を追加する。

35

9 患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等

口蹄疫の急速かつ広範囲のまん延を防止するため、やむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行えるものとし、その場合、国は補償しなければならない。

36

10 防疫の観点からの畜産のあり方

- (1) 飼養衛生管理基準に防疫の観点からのルールを定め、都道府県知事は、衛生管理が適正に行われるように、家畜の所有者に指導・助言、勧告、命令を行える。
- (2) 飼養衛生管理基準は、飼養規模の区分に応じて定める。

37

11 その他

- (1) 国際基準に合わせて、高病原性鳥インフルエンザ(強毒タイプ・弱毒タイプ)を高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザに分けた。
- (2) 豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等を直ちに殺処分を行う疾病に変更する。
- (3) 家畜以外の動物が家畜伝染病にかかっている疑いがあり、家畜に伝染するおそれがあるときは、都道府県知事は検査できる。
- (4) 家畜以外の動物が家畜伝染病にかかっている疑いがあり、家畜に伝染するおそれが高いときは、都道府県知事は消毒や通行の制限・遮断ができる。
- (5) 野生動物から家畜へ家畜伝染病が伝染するおそれがあるときは、農林水産大臣は環境大臣に必要な措置を求める。
- (6) 家畜伝染病が発生したときは、農林水産大臣は、発生の原因の究明に努める。
- (7) 国内における病原体の所持についての許可制度を創設する。

38

全体のまとめ

✓ 悪性の家畜伝染病の発生を未然に防ぐためには、**水際の検疫措置の強化と生産段階における日頃のリスク管理措置の徹底が必要**

⇒ ただし、**侵入や発生のリスクをゼロにはできない**

✓ 侵入した場合には、まずは**早期発見・通報**が重要

✓ 次に、防疫措置を迅速に講じることが大切だが、そのためには**日頃の備え**が大切

✓ 家伝法を改正するとともに、**緊急支援チームの整備**や定期的な**防疫演習**などを着実に推進

39

農場へ入る畜産関係者の皆さまへ

家畜の伝染病の農場への侵入を防ぐために

—新たな飼養衛生管理基準の遵守のお願い—

家畜伝染病予防法が改正され、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの発生を予防するため、家畜の所有者が遵守すべき衛生管理の基準が大きく見直されました。

農場に入られる関係者の皆様にも家畜の伝染病の侵入・まん延を防ぐため、この基準遵守についてご協力をお願いします。

1. 農場（衛生管理区域）の出入りの際には、
 - ① 車両の消毒（自ら持参した機器による消毒でも可）
 - ② 靴の消毒と手指の洗浄又は消毒（ブーツカバーや使い捨ての手袋を着用しても可）
 - ③ 家畜に直接接触する物品の洗浄又は消毒（洗浄や消毒ができない物品は汚れを取り除くことで可）
 - ④ 記録用紙への記入（農家があとで確認できるような伝票などで可）を行ってください。



消毒用噴霧器



踏み込み消毒槽



ブーツカバー

（注） 豚農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴を、家さん農場では衛生管理区域専用の衣服及び靴、家さん舎ごとの専用の靴を使用してください。

2. 畜舎、家さん舎へ出入りする際には、靴の消毒及び手指の洗浄又は消毒（ブーツカバーを着用しても可）を行ってください。

3. 家畜に直接接触する注射針や人工授精用器具などの物品を使用する際には、1頭ごとに交換又は消毒してください。

（注） 1 豚の場合、注射針は少なくとも畜房ごとに交換又は消毒してください。
2 消毒できない物品は、汚れを落とすなどしてきれいな状態で使用してください。